（信用協同組合等における適格中央清算機関に係る経過措置）

第九条　当分の間、新信組告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、同号の規定にかかわらず、第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次項において「旧信組告示」という。）第一条第七号の三に定めるところによる。

2　当分の間、新信組告示第二百四十六条の七の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧信組告示第二百四十六条の七の規定により算出するものとする。

（最終指定親会社における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第十条　当分の間、第五条の規定による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（以下「新最終指定親会社告示」という。）第四十六条第一項本文（新最終指定親会社告示第百三十四条第五項、第百四十二条第五項、第二百三十八条第二項及び第二百四十八条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、最終指定親会社は、カレント・エクスポージャー方式（第五条の規定による改正前の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（以下「旧最終指定親会社告示」という。）第四十七条に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。）を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、最終指定親会社は、全ての派生商品取引について、ＳＡ－ＣＣＲを用いて与信相当額を算出することができない。

2　前項の規定にかかわらず、最終指定親会社が、直近の算出基準日においてＳＡ－ＣＣＲを用いて派生商品取引の与信相当額を算出している場合には、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を金融庁長官に届け出たとき又は新最終指定親会社告示第四十九条第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

3　前二項の規定は、新最終指定親会社告示第四十六条第二項に規定する長期決済期間取引の与信相当額の算出について準用する。この場合において、最終指定親会社は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

第十一条　最終指定親会社が包括的手法を適用する場合であって、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引について、カレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、当分の間、旧最終指定親会社告示第三章第六節第三款の規定により算出するものとする。

2　最終指定親会社が簡便手法を適用する場合において、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引について、カレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときに、当該適格金融資産担保が旧最終指定親会社告示第九十二条第三号及び第四号に掲げるものであるときは、当分の間、同条第三号及び第四号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

第十二条　標準的手法採用最終指定親会社は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出にカレント・エクスポージャー方式を用いている場合には、当分の間、旧最終指定親会社告示第百十五条の二の規定により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。この場合において、新最終指定親会社告示第十四条第一号の合計額の算出に当たっては、当該信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合において、当該EADの算出に当たってカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、新最終指定親会社告示第百三十四条各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

掛目＝$\sqrt{}$（Tm／10）

Tmは、新最終指定親会社告示第四十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、同項中「前項」とあるのは「附則第十二条第二項」と、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

3　前項の規定は、内部格付手法採用最終指定親会社が、リテール向けエクスポージャーであって、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

第十三条　最終指定親会社がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合において、新最終指定親会社告示第二百四十八条の三第一項に規定する標準的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額を算出するときは、当分の間、同項の算式におけるEAD^{total}は、包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値を、取引相手方に係るネッティング・セットごとに算出した額とする。

2　前項の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

（割引現在価値）＝（与信相当額）×（1－EXP（－0.05×M））／（0.05×M）

Mは、新最終指定親会社告示第二百四十八条の三第一項に規定するM

3　第一項の規定により新最終指定親会社告示第二百四十八条の三第一項の算式におけるEAD^{total}を算出する場合において、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るEAD^{total}を算出するときは、第一項に規定する額に次の掛目を乗じた額を、当該ネッティング・セットのEAD^{total}とすることができる。

掛目＝$\sqrt{}$（Tm／10）

Tmは、新最終指定親会社告示第四十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、同項中「前項」とあるのは「附則第十三条第三項」と、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。